

三島市、裾野市及び長泉町消防広域化推進協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、増大する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化を図るため、消防通信指令施設に関する事務を共同して管理し、及び執行し、消防広域化の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第34条第1項に規定する広域消防運営計画を共同して作成することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、三島市、裾野市及び長泉町消防広域化推進協議会という。

(協議会を設ける市町)

第3条 協議会は、三島市、裾野市及び長泉町（以下「関係市町」という。）が、これを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

- (1) 消防通信指令施設及び消防救急デジタル無線の運営に関する事務
- (2) 消防広域化の実現に向けた検討項目に係る連絡調整に関する事務
- (3) 広域消防運営計画の作成に関する事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防通信及び消防広域化に関し必要な事務

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、三島市消防本部内に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長及び委員2人をもって、これを組織する。

(会長)

第7条 会長は、関係市町の長が協議して定めた市町の長をもって、これに充てる。

2 会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、会長である市町の長以外の関係市町の長をもって、これに充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定し

・ た委員が会長の職務を代理する。

(職員)

第10条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の配分については、関係市町の長が協議により、これを定める。

2 関係市町の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該市町の消防職員のうちから、選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、その解任を求めることができる。

(職員の職務)

第11条 会長は、職員のうちから主任の者（以下「事務長」という。）を定めなければならない。

2 事務長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。

3 事務長以外の職員は、上司の指揮を受け、協議会の事務に従事する。

(事務処理のための組織)

第12条 会長は、協議会の会議を経て、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(協議会の会議)

第13条 協議会の会議は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項について決定する。

(会議の招集)

第14条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 委員から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第15条 協議会の会議は、全委員が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定

める。

(幹事会)

第16条 協議会の事務の管理及び執行に関する事項で協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、関係市町の職員をもって、これを組織する。

3 幹事会の議事その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(事務の管理及び執行)

第17条 協議会がその担任する事務を管理し、及び執行する場合には、協議会は、三島市の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を裾野市及び長泉町の当該事務に関する条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 前項の条例等を改廃しようとする場合及び改廃した場合においては、三島市長は、その旨を裾野市長及び長泉町長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第18条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する費用は、関係市町が負担する。

2 前項の規定により関係市町が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

3 関係市町は、前項に定める負担金を別に定める支弁方法に基づき支払うものとする。

(財産の取得、管理及び処分等の方法)

第19条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係市町が協議してそれぞれが取得し若しくは処分し、又は設置し若しくは処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

(その他の財務に関する事項)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める財務に関する手続の例による。

(協議会の解散の措置)

第21条 協議会が解散した場合における事務の承継については、関係市町の長が協議して定める。

(協議会の規程)

第22条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

